

令和6年

文教委員会会議録

とき 令和6年2月26日

品川区議会

令和6年 品川区議会文教委員会

日 時 令和6年2月26日(月) 午前10時00分～午後0時23分

場 所 品川区議会 議会棟5階 第4委員会室

出席委員 委員長 つる 伸 一 郎 副委員長 吉 田 ゆ み こ
委員 高 橋 伸 明 委員 ゆ き た 政 春
委員 安 藤 た い 作 委員 高 橋 し ん じ
委員 石 田 し ん ご

欠席委員 委員 せ お 麻 里

出席説明員 伊 崎 教 育 長 米 田 教 育 次 長
宮 尾 庶 務 課 長 森 学 校 施 設 担 当 課 長
柏 木 学 務 課 長 中 谷 指 導 課 長
丸谷教育総合支援センター長 唐澤特別支援教育担当課長
吉 田 品 川 図 書 館 長 柏 原 子 ど も 未 来 部 長
藤 村 子 ど も 育 成 課 長 染 谷 子 ど も 家 庭 支 援 セ ン タ ー 長
長谷川児童相談所開設準備課長 飛 田 子 育 て 応 援 課 長
立 木 保 育 課 長 今 井 保 育 教 育 運 営 担 当 課 長
石 井 保 育 支 援 課 長

○午前10時00分開会

○つる委員長

ただいまから文教委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付しております審査・調査予定表のとおり、議案審査、請願・陳情審査、報告事項およびその他を予定しております。

なお、せお委員は、本日、欠席とのご連絡をいただいております。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしく願いいたします。

本日は、6名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。また、その中で、1名の方から録音申請が出ておりますので、これを許可いたします。

1 議案審査

(1) 第18号議案 品川区立児童センター条例の一部を改正する条例

○つる委員長

それでは、予定表1の議案審査を行います。

初めに(1)第18号議案、品川区立児童センター条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○藤村子ども育成課長

私からは、第18号議案、品川区立児童センター条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。資料ご覧いただきまして、まず1番、背景として、大原児童センターは品川区立大原児童発達支援センターの整備に伴い、大規模改修を行うところでございます。こちらの大規模改修の図面を別紙1としてつけておりますが、1階が児童発達支援センター、2階がインクルーシブひろばベルという形で、3階が児童センターとなるような改修の内容になってございます。

改修工事後につきましては、インクルーシブな遊び場を創出し、幼少時から遊びを通じ、障害児と通常、児童センターに来ていらっしゃるお子さんが交流するような環境を整備することから、児童センターおよび児童発達支援センターで一体的な運営を行ってまいりたいと考えております。

本条例の改正の目的といたしましては、先ほど申し上げたような一体的な運営を効率よく行うためには、児童センターと児童発達支援センターが同一の業者によって運営されることが望ましいという考えからでございます。児童発達支援センターにつきましては、指定管理者による運営を行いますため、児童センターのほうも指定管理者による運営とし、1つの案件として、指定管理者の選定を行いたいと考えているところから、品川区立児童センター条例の中に、指定管理者による運営等に関する条文を追加するものでございます。

新旧対照表については、別紙2のとおりでございますが、赤字の部分のとおり、センターの管理として、指定管理条項を入れているような形になっております。施行日としては、公布の日から施行という形で考えております。5で、指定管理者の選定スケジュールでございますけれども、令和6年の4月以降に、指定管理者の公募を行いまして、7月に工事契約議案の提出、工事の着工、10月以降に指定管理者の指定議案の提出と考えておりまして、令和7年の9月に開設の予定というふうな今のところ、進行しているところでございます。

私からの説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○つる委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

児童センターの運営の現状について伺いたいのですけれども、25ある児童センターは直営館と委託館に分かれていますと思っているのですが、何館ずつぐらいに分かれていますのか。あと直営館、委託館、それぞれの職員について、配置人数の基準とかあるのか、あとその資格要件などはあるのか、あと、職員の雇用形態。それと分かればざっくりでもいいのですけれども、平均の勤続年数など、以上、4点を伺いたいと思います。

○藤村子ども育成課長

現状、25館ございまして、直営館という館長が置いてある館が11館ございまして、14館が委託館という形になっております。

配置人数の基準は、今のところ、ティーンズ館のほうには、5人職員を置いておまして、ティーンズ館がないところは4人、また、館長がそれぞれ委託館を兼務している形になりますので、管理する館の数によっては6人、置いているという形になっております。

雇用形態としては、正規職員を置いている形というところと、あと施設管理で委託を置いているところ、また委託館に関しては、委託の職員で運営しているので、館長が委託館の館長を兼務している形になっています。

平均勤続年数については、手元に資料ないので、お答えができません。

○安藤委員

資格要件などについてももしあれば、後でお伺いします。

それと、事務事業概要を見ると、2021年度の概要だと、児童センター25館で職員数が66人となっていたのです。2022年度ですと、それが57人と減っているわけですが、このときに2館、委託が拡大したと思うのですけれども、拡大した理由と伺いますか、2館ぐらいが委託になった、拡大された児童センターの名前を教えてくださいのと、あと今後、運営方式を考えるに当たって、区の方針としては委託館を増やしていく考えなのかということ。

最後に委託館についてなのですが、受託している事業者の名前や、それぞれ担当している児童館数などが分かれば教えてください。

○つる委員長

安藤委員、ちょっと関連する形で質疑してください。その後にこういう質疑があるので、それを伺うというふうにしてやってください。児童センターの指定管理に関すること。その前提をイメージしたうえで質疑してください。

○安藤委員

現況をまずちょっとはっきりした上で、今後の運営方針に関わってくるということなので伺っております。よろしく申し上げます。

○藤村子ども育成課長

資格要件としては、児童指導という職種の職員を配置している形になっております。2021年に66人、2022年で57人ということで、減っているというところなのですけれども、館数を2館、委託を増やしたというところは2023年からで、大井倉田と旗の台の2館委託を増やしたという形になっております。こちらはあり方検討の報告等でも申し上げてきたところなのですけれども、若年層の職員とベテラン職員という形で、年齢層が2極化している形なので、職員の育成を図るため

もございまして、館のほうに厚めに職員を配置するという目的で、委託を増やしたという形になっております。委託館を増やす方針かどうかですけれども、現在のところ、委託館を増やす方針はございませんが、今後、推移を見てというところがあるかもしれないです。事業者の名前ですけれども、それぞれがウーヴとポピンズ、ぴゅあ・さぼーと、パソナフォスターといったところに委託をしております、委託している館数については、ウーヴは2館、ポピンズが7館、ぴゅあ・さぼーとが3館、パソナが2館というところです。

○安藤委員

大原児童センターで、児童発達支援センターと一体的に運営するため指定管理者を導入するというのが条例制定の直接の動機になっておりますが、今回の条例で、他の全ての児童センターにも指定管理者による運営が可能となると思いますが、間違いはないか、伺います。また、区としては、今後、指定管理館を増やしていく考えなのでしょうか、伺いたいです。併せまして、現在、区の要保護児童対策地域協議会の事務局として、地域分科会を開催しているのが児童センターの直営館なのです。あと、これは委託館はしません、できません。ほかにもすすく赤ちゃん訪問事業、親育ちワークショップや赤ちゃんとの触れ合い事業、なんかよく委員会などの質疑でも、よく出されますけれども、こういった親育ち支援事業も児童センターの直営館が担っており、これも現状、委託館はないというような現状になっています。指定管理者による運営になると、これらはどうなるのか伺いたいです。委託館や指定管理が増え、直営館が減ってしまうと、直営館のこれらの事業の負担というのは、ますます増え、現行でも大変だという声も聞いているのですけれども、そういった憂いてしまうのではないかと思います。いかがでしょうか。

○藤村子ども育成課長

指定管理条項を今回入れることによって、条例上は全て指定管理を入れることは可能になりますけれども、今のところ、この指定管理を増やすという計画はございません。要対協が直営館のみでというところなのですけれども、今、直営館の館長が委託館の館長を兼任している形になりますので、例えば直営館の館長が委託館の館長として要対協に参加しているというところがございますので、そちらについては、特に委託になったから要対協に参加できないとかそういった形ではないかと思えます。また、親育ち支援事業などといった直営館でやっている事業ですとか、地域の方にご利用いただく事業に関しましても、今、委託館という観点がありますけれども、館長のほうがそちらの管理というか、こういった事業を推進していきましようというところは全体として取り組んでいるので、何か不都合があるということはないかと思えます。

○つる委員長

ほかにございますか。

○ゆきた委員

この児童福祉の提供者が指定管理者に代わると、引継ぎ業務についてはどうなるかといったところが1点と、また、今現在働いている職員についてはどうなるかといったところをお聞きしたいと思います。

○藤村子ども育成課長

指定管理に代わった際の引継ぎですけれども、そちらに関しては、今回、公募で指定管理者を募集する形になるかと思えますので、そういった募集の中で、遺漏なく引継ぎを行うようにということで、しっかり募集要項を定めてやっていきたいと思えます。

また、職員についてですが、こういった業者が選定されるかというところが分からないので、その職員の引き継ぎに関しましては、決まった業者によっていくのかなとは思いますが。

○つる委員長

ほかにございますか。

○石田（し）委員

1点だけ。改正の目的で、より一体的な運営を効率よく行うために指定管理者にということですが、これは逆に言うと、そういう業者があるということですか。児童発達支援センターを運営したことがあって、児童センターなども運営したことがあるところが、実際に今、既にそういう業者があって、そういうところを見据えた改正案か、そこだけちょっと教えてください。

○藤村子ども育成課長

一体的な運営というところで、今回、障害者施設と児童センターという枠組みですので、ピンポイントにそうした業者があるという状態ではないのですが、そういった可能性があるような業者もいらっしゃるということなので、そういったところを踏まえて、今後公募に入っていきたいなと思っております。

○石田（し）委員

一体的に効率よくというのは分かるのだけれども、それこそ児童センターと児童発達支援センターは別に違うものなので、やはり逆に1つのところがやって、未経験でうまくいかないというのは逆にないように選定をしていただきたいなと思うので、そこだけちょっと要望しておきます。

○高橋（伸）委員

資料のご説明、ありがとうございました。1点だけ、確認なのですが、別紙1のこの平面図、配置計画はあれなのですが、2階の新設の避難すべり台というのがあると思うのですが、これは消防法に絡んで児童に対してはすべり台という考え方でいいのですか。階段とかというものもあるのかもしれないのだけれども、「すべり台」という記載があるので、ちょっとどういうことなのかなと。ちょっとその確認だけ、すみません、お願いします。

○藤村子ども育成課長

建物に係る部分で、消防法にというところは、細かくお答えはできないところなのですが、避難経路の充実というところで、外部階段の改修ですとか、すべり台の新設というところで、今回、加えたものになっておりますので、いろいろな方法で避難ができる形を整えられればいいのかというところの観点でございます。

○高橋（伸）委員

分かりました。

○つる委員長

ほかにございますか。

○高橋（し）委員

委託でなくて指定管理にすることのメリットをお尋ねするのが1つ。

あとインクルーシブひろばベルはフローレンスが運営委託先になっているのだと思います。これが児童発達支援センターになり、児童センターとなると、フローレンスの立場、契約というか期限があるのでしょうか、そこも含めて、事業者選定はどうなっているのかということです。

それから、3つ目は、残念ながら、以前、児童発達支援センターに関する指定管理がいろいろ課題が

あって、途中で交代ということになったのですけれども、児童発達支援センターの指定管理をするというのは大変重要であり、かつ非常に大変な業務だと思うのですが、その辺の指定管理をするときの見込みというか、区としてどういう姿勢で選定していくのかということをお尋ねします。

○藤村子ども育成課長

まず、指定管理のメリットというところですが、現状、児童発達支援センターは大原児童センターの建物に入っておりませんが、児童センターのほうが委託、インクルーシブひろばベルも委託というところで、両方委託でやっているところなのですけれども、双方、業者が違うという形になっておりますので、そういった児童の相互間の交流といったものが十分にされていないというところで、日常的な何か遊びの中で交流というよりは、一つイベントを打って、呼びかけての交流という形になってしまっています。例えば指定管理者で公募した結果、同じ業者で運用することができれば、契約面でのメリットもありますし、そういった運用面のメリットのほうも一体的にというところで出てくるかというところで、指定管理というのも、一つメリットであると考えております。

また、フローレンスの立場というところですが、フローレンスに関しては、今、ベルの委託事業者という立場になっておりますので、選定の中でどうなってくるかというところは、通常どおり、指定管理の公募を行いますので、どの業者が入ってくるかというところも今後の問題なのかなと考えております。

また、以前、施設のほうで課題があったというところですが、それ以前の施設で課題があったところ、例えば施設管理の問題ですとかが多々課題があったと思うのですが、そちらにつきましても、反省点として、建物全体としてその施設目的を果たしていけるようにしっかり運用をしていきたいということで、公募、その後の運用について考えていきたいと思っています。

○高橋（し）委員

指定管理を否定するつもりは全くなくて、導入する際には、こういった様々な課題を解決して、指定管理していただきたいということでちょっとお尋ねしました。児童発達支援センターの中身についてはちょっとここはあれですか。

○つる委員長

厚生所管なので、関連する形で聞いていただければ、その中で。

○高橋（し）委員

今、児童学園があるので、それと比べてというか、それと同じように、どのような機能をこちらの児童発達支援センターでやるのか、分かる範囲で結構ですので、お願いします。

○藤村子ども育成課長

福祉部から聞いているところになってしまうのですけれども、児童発達支援と放課後等デイサービス合わせて1日、10から20人程度の定員ということで検討しているということです。個別具体的などころはお答えしかねます。

○つる委員長

児童発達支援センターそのものは既に委員会資料で提示されている条例の中に1から5という形でたしかあったと思いますし、それは児童センターの部分なのですけれども、それ以外のところもあるかと思うので、それ前提でという課長の答弁だったかなと思います。

○高橋（し）委員

ありがとうございました。

○つる委員長

ほかにございますか。

○吉田副委員長

先ほどの高橋しんじ議員のご質問に対するお答えがちょっと私、うまく理解できなくて、今、インクルーシブひろばベルについてはもう事業者が決まっているわけですね。その中で、今度2つ合わせたときの指定管理者がどうなっていくのかなというのが、ちょっと指定管理の契約上とかがよく分からなくて、1つの事業者になってしまうと、場合によっては、今のインクルーシブひろばベルの事業者が排除という言い方は悪いのですけれども、選ばれなくなるという可能性。過去にも2つの事業者の一体の指定管理が、一旦は認められたかなと思ったのですけれども、結局はそれができなくなってしまったということもあって、高橋しんじ議員のご質問はその辺のことをお聞きになられたのかなと思ったんですが、お答えが。だから、下手をすると今、インクルーシブひろばベルを受けておられるところにもう決まっていってしまうのではないかという疑問と、別の事業者になった場合の今の運営事業者の立場はどうなってしまうのかというその辺が、もう少し私も理解できるような形でお答えいただけるとありがたいのですが、いかがでしょう。

○藤村子ども育成課長

指定管理の選定というところかと思います。例えば今の考えている募集形態として、応募形態として2種類あるかと思ひまして、1つの法人が児童センター部分と児童発達支援センター部分を両方も指定管理を受けるというパターンと、あと共同事業体という形で、1つの業者、例えば2社が組んで、1つが児童センターを管轄して、1つが児童発達支援センターを管轄するというような指定管理の応募の仕方という2種類あるかと思いますが、現在のところ、細かいところは決まっていますが、両者ともに排除する形はとっておりませんので、今の業者が入ることもできますし、今の業者が決まっているということではございませんので、そういった形でご理解いただければと思います。

○吉田副委員長

そういうふうにお答えになられるしかないかなと思ったのですけども、ちょっとごめんなさい、繰り返しになってしまいますが、共同事業体によるというのがうまくいかなかった事例があるわけですね。最初はそれを認めていたはずなのに、結局それができなくなってしまったということがあったので、その辺のことをちょっと懸念しております。指定管理ということについては、私というか、生活者ネットワークとしては賛成でも反対でもないのです。やはり指定管理で任せてしまうということについての行政の立ち位置が難しくなるのではないかという心配の一方で、やはり民間事業者の専門性のある創意工夫が活かされるというメリットもあるというふうに考えておりますので、ぜひその辺をよく見極めた指定管理の業者の選定にしていきたいのと、やはり共同事業体というように排除しないことになっていきますが、ちょっと過去のこともあって、その辺も一旦決めたら、きちんとそれを貫いてほしい。まずい時は修正も必要だと思いますけれども、ちょっとその辺のことをぜひしっかりやっていただきたいなと思っております。何か見解があったら。お答えになりにくいかもしれませんが。

○藤村子ども育成課長

共同事業体の懸念は、先ほど委員からお話があったようなところの施設を指していると思いますけれども、今回といいますか、今後、その共同事業体でというところであれば、以前の施設であった反省点ですとかも活かしてというところになってくると思います。区の指定管理の方針上もこの共同事

業体というのは決して排除されているわけではないので、例えば、施設を2社が運営することになれば、どちらがどういった施設管理をしていくとか、そういったところを明確にしていくことができれば、共同事業体であっても単独の法人であっても指定管理をしっかりとやっていけるかなと思っておりますので、そういった観点で、今後、進めていこうと思います。

○吉田副委員長

共同事業者については、今しっかりご答弁いただきましたので、もし共同事業体となった場合は、ぜひそのような過去の反省を活かしていただきたいと思います。

一方で、一つ今、運営している事業者がありますので、言葉は悪いですがけれども、なし崩し的にその事業者が今、実際にそこを運営しているからという理由で選ばれるようなこともないように、しっかりした選定を、当然なさると思います。その辺、改めて私から念を押して、これは意見とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○つる委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

賛成いたします。

○ゆきた委員

今後、選定される業者にもよるという話もありましたが、現在、働いている職員の対応、引き継ぎなど、慎重な判断と確認をした上で、今までより増した効率的な運営をしていただければと思います。公明党は賛成です。

○吉田副委員長

先ほど申し上げました意見をしっかりと活かしていただきたいということを前提に賛成いたします。

○安藤委員

反対なのですが、区の児童センターは委託館も増やされてきたとはいえ、これまで直営で担い、区として児童発達支援センター、遊びの専門、ユースワークなどの専門的なスキルを身につけた人材を育ててきた歴史があると思っています。今回、大原児童センターに児童発達支援センターを併設して、インクルーシブな空間をつくると。環境を整備するということは私は意味があることだと思っていますけれども、児童センター全体に指定管理者を導入することに、道を開く本条例には賛成できないということで、反対です。

○高橋（し）委員

賛成です。

○石田（し）委員

賛成です。

○つる委員長

それでは、これより第18号議案、品川区立児童センター条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○つる委員長

賛成多数でございます。

よって、本案は、原案のとおり、可決決定いたしました。

(2) 第19号議案 品川区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

○つる委員長

次に、(2)第19号議案、品川区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○今井保育教育運営担当課長

私から第19号議案、品川区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。文教委員会資料をご覧ください。

1、改正理由でございます。令和5年4月にこども基本法が施行されまして、同法第10条第2項の規定に基づき、市町村こども計画策定の努力義務が示されたところでございます。品川区では、令和6年度、現行計画である子ども・子育て支援法に基づく品川区子ども・子育て支援事業計画および子ども・若者育成支援推進法に基づく品川区子ども・若者計画を一本化した（仮称）品川区子ども計画を策定いたします。策定にあたりまして、品川区で実施する子ども施策の推進のため、必要な事項を区長の附属機関である品川区子ども・子育て会議（以下、子育て会議といいます）において、幅広い意見を聴取し、審議を行う必要があることから、子育て会議の委員を増員することといたします。また、このような変遷過程を踏まえまして、子育て会議の審議を一体的に充実させ、かつ子育て会議の効率的、効果的な運営を図るため、庶務・進行管理に係る事務を子ども未来部保育課から子ども未来部子ども育成課に移管いたします。

2、改正内容でございます。(1)子育て会議の所掌事務の追加といたしまして、第2条に、次の事務を追加いたします。①品川区子ども計画の策定および変更に関する事項について調査審議をすること。②子ども施策の推進に関し、必要な事項を審議することでございます。

また、(2)子育て会議の委員の増員（第3条）といたしまして、現行の子育て会議の委員数、20人以内としているところでございますけれども、品川区子ども計画の策定にあたりまして、より幅広い意見を聴取するため、委員数の上限を5名増員いたしまして、25人以内と改めるものでございます。

そして(3)子育て会議の庶務を処理する課の変更といたしまして、第7条で子育て会議の庶務については、子ども未来部保育課において処理すると規定されているところを、子ども未来部子ども育成課に改めるものでございます。

3、新旧対照表については、別紙1のとおりです。

私からの説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○つる委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

これから策定予定の品川区子ども計画なのですけれども、この子どもとあるのですが、対象は何歳から何歳ぐらいまでの対象の計画になるのでしょうか、伺います。

それと、これまでの子ども・子育て支援事業計画では、重要な計画の内容として、保育需要を把握し、教育・保育施設などの5年間の整備計画を策定してきたと思うのですけれども、この新しい計画ではこれらはどうなるのでしょうかというのが2点目。

3点目は、昨年4月に品川区子ども・若者計画が改定されたばかりで、第2期ということなのですが、これが改定というか、なくなってしまうというか統合されるということだと思うのですが、この子ども・若者部分の委員の人数プラス5名ということになると思うのですけれども、若者という観点がちょっと視点が弱くなってしまっているのではないかと思います。そこら辺はいかがでしょうか。

○今井保育教育運営担当課長

3点、ご質問いただいたところでございます。まず、子どもの定義の部分でございまして、こちらについては、現行の子ども・子育て支援法の中では、18歳までの、お子さんを子どもとして定義しているところでございますけれども、一方で今回のこども基本法の中では、年齢要件としての子どもの定義はございませんで、心身の発達の過程にあるものというところで定義しているところでございますので、より幅広い、子どもの定義の中で計画を策定していくといったものになります。

2番目のご質問でございまして、子ども・子育て支援事業計画と子ども・若者計画の部分がどうなっていくのかということですが、計画としては一体化するというところで、それぞれの要素をそのまま持った形で計画自体を束ねていくというようなイメージになってまいりますので、それぞれの計画がなくなるということではなくて、それぞれの要素をそのまま持ったまま、計画としては一本にしていくといったようなイメージでございます。

最後、委員のメンバーの中で、若者支援の部分の目線がちょっと薄くなってしまっているのではないかとご指摘でございますけれども、その辺は区としても十分認識しているところでございまして、現行の子ども・子育て会議のメンバーは、どちらかという未就学児に対する子育て支援に深い知見を持っているメンバーに入っているというので、それに加えて、若者施策に関して知識を持っていただいている方を追加していくという形で、現行では委員の追加を考えているところでございます。

○つる委員長

ほかにございますか。

○石田（し）委員

1点だけ、この人数が20人ぐらいから25人に変更されるという中で、今までもいわゆる学識経験者を含めた20人ということで、今度、この25人もこれを踏襲してやられるのだと思うのですが、仮にその20人が25人になって、この5名が学識経験者ではない場合には、学識経験者のいわゆる比率というか、要は会議体の中でどういう人たちがどういうふうに入っていくのかというのは、安藤委員からもありましたけれども、どういうふうに入っていくかで大きく変わってくると思うのです。先ほどの説明だと、若者のところの部分がどうしても薄くなるので、この5名追加するのは、若者へのいろいろな施策の有識者を入れるという認識でいいのか、その辺をちょっともう1回、教えてください。

○今井保育教育運営担当課長

今、委員のほうからご質問いただいた内容についてお答えさせていただきます。まず、現況の子ども・子育て会議の委員の構成なのですが、学識経験者が2名入っていただいております。そのほかの委員については、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者ということで、保育事業を

運営している方等というところで10名、それから区内に住所を有する保護者ということで8名入っ
ていただいているところでございます。今回、5名追加させていただくのは、基本的な考え方として
は、今回、計画として追加になる子ども・若者計画の部分で、若者支援の知見を有する方というこ
とで、学識経験者の方というよりは、どちらかという、その知見を有する方という枠で入っていただ
く予定でございます。

○石田（し）委員

ありがとうございます。いわゆる一本化するとどっちかに比重が行ってしまうと、せっかく一本化
して、まとめてよくしようとしているのに、それが一方に偏ってしまうと逆効果を生じてしまう可能
性があるので、その辺をぜひバランスを考えて、委員の選定も含めてやっていただければというふう
に思います。

○つる委員長

ほかにございますか。

○吉田副委員長

若者支援の知見を有する方というご答弁が、今までのやり取りの中であったのですが、学識
経験者とかだと、ある意味、どこかの大学の先生とか、そういうイメージが湧くのですが、若者支援
の知見を有する方というのを、どういう基準でどういう感じで選定されるのかなと思って、例えばだ
から既にそういう事業に携わっている方とか、若者支援の知見を有する方という定義をもしお持ちで
したら伺いたいと思います。

○今井保育教育運営担当課長

追加になるメンバーについては、現在でもどのような形で、どのようなメンバーで入っていただ
いたほうがいいのかというところは、検討中のところではあるのですが、考え方としては、現在、
青少年問題協議会という会議体がございますので、この中の専門部会というところで子ども・若者計画
についての審議を所管しているところもございますので、こういった現行の計画に携わっている会議
体の中から、メンバーに入っていただくというような形がよろしいのかなと考えているところではご
ざいます。

○吉田副委員長

という定義というか、考えていらっしゃるということで分かりました。ただ、せっかく若者支援の
知見を有する方という、先ほど基準とか伺いましたけれども、ある意味、少し幅広に捉えるような何
か設定の仕方をしたのであれば、ほかにもいろいろな実際の支援を行っておられる方とか、いろいろ
多分いらっしゃると思いますので、今のご答弁で了解をいたしました。それプラス少し視野を広げ
たようなことも今後、考えていただけたらありがたいなと思います。これは要望でとどめます。
ありがとうございました。

○つる委員長

ほかにございますか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

賛成します。

○ゆきた委員

小・中校生で、それぞれの幅広いニーズがあると思われます。今後、さらに発展する子ども・子育て会議で、幅広い子ども・若者の声や意見を洗い、媒体を通して吸い上げて反映していただければと思います。公明党は賛成です。

○吉田副委員長

賛成いたします。

先ほども意見を言いましたけれども、やはり子ども・子育て支援プラス今、なかなか生きづらい若者も増えているのも承知しておりますので、ぜひその方たちへの支援が行き届くような形にさせていただきたいと思います。これは要望です。賛成いたします。

○安藤委員

賛成なのですが、共産党としては、国会ではこども家庭庁の設置ですとか、こども基本法案には反対しているのですが、先ほど質疑の中でありましたように、2つの計画の要素がそのまま入るものだというのと、あと基本法では年齢の定義がないということで、若者、18歳以下に限るものではなくて、そういった幅広い年齢の方も含まれた内容であるということも確認されました。一体的に計画を検討するメリットもあると思います。賛成するのですが、やはりそれぞれの計画で定めていた待機児童解消策ですとか、若者を意識して視野に入れた施策を相対的に薄まってしまったなということがないように、これは強く求めたいとか、くぎを刺しておきたいといいますが、そういうのがないように、ぜひいい計画をつくっていただきたいと思いますので、賛成です。

○高橋（し）委員

賛成です。

○石田（し）委員

賛成です。

○つる委員長

それでは、これより第19号議案、品川区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

(3) 第20号議案 品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

○つる委員長

次に、(3)第20号議案、品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○石井保育支援課長

私からは、第20号議案、品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関

する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

お手元の文教委員会資料に沿って説明させていただきます。1の改正理由でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、こちらは国の内閣府令でございますけれども、こちらが改正されたことに伴い、区の基準についても改正を行うものでございます。

改正の内容ですが、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行により、特定教育・保育施設の重要事項について、書面の掲示等を義務付けている規制につきまして、当該掲示に加えて、その内容をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならない旨等の規定が追加されたものでございます。

改正案につきましては、別紙の新旧対照表のとおりでございます。具体的な改正箇所は、第23条に重要事項についてのインターネットによる公衆の閲覧に供しなければならない旨の規定を追加すること。第53条の改正につきましては、これまで、磁気ディスク、CD-ROMといった電磁記録媒体の個別具体的な名称を包括的に電磁的記録媒体という形で、文言の整理を行ったものでございます。

施行日につきましては、条例自体は令和6年4月1日からの施行なのですが、先ほどの文言整理、第53条の部分に関しましては、公布の日からの施行となっております。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○つる委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

重要事項とは、例えばどのようなものなのか伺いたと思います。また、例えば区立園で実際に、インターネットを利用して公衆の閲覧に供するという、この具体的なやり方というのは、実際どのようなものになるのでしょうか、伺います。

○石井保育支援課長

重要事項なのですが、法令名称では運営規定などと定められてございますが、例えば開所時間ですとか、あと実費徴収の費用ですとか、あと嘱託医がどういうふうな形になっているのか、保育園の入園の際に施設のほうで各保護者に説明するようなことでございます。

続きまして、インターネットの区立園の公表なのですが、こちらは実は法令の規定で、例えばホームページに載せなさいというふうな個別具体的な規定はないのですが、ここd eサーチという国がつくっている子ども・子育て支援情報公表システムというものがございまして、こちらの中に掲載をしておればこの規定を満たすということで、国から通知が出てございます。こちら、ここd eサーチの掲載状況に関しましては、品川区の区立・私立全ての保育園が掲載されているところでございますので、現行、この条例によって何か状況が変わるということではございません。

○つる委員長

ほかに。

○石田（し）委員

1点だけ確認なのですが、これは要はインターネット上にきちんと載せてくださいということなのですね。これは今回、国のあれで下りてきたのだろうけれども、ほかにもこういうのはあるのですか。要するに、インターネット上に載せないという今、逆にそういう情報というのはこういったものに対してあるのかどうか、そこだけ教えてください。

○石井保育支援課長

委員ご指摘のとおり、今回、そもそも国がデジタル化原則に基づいて、所管の省庁の中で書面掲示のみを義務付けしている規制を何とかしたいという背景がございます。今回は、そうした国の規制全てに、書面提示を義務付けているものについて、インターネットで公表することを義務づけるものです。特に子育て支援施設に関しましては、もうインターネットで公開したりとか、ホームページに載せるのが当たり前の部分がありますので、ではことさらこの規制を加えたところではないというところはないと認識しております。

○つる委員長

ほかにございますか。

○吉田副委員長

今、ご答弁を聞いたので、多分、そのとおりですという答えが返ってくるかと思うのですが、今まで生活者ネットワークとして再三、伺ってきたのが、保育士の東京都のキャリアアップ補助金を活用される場合は、そんな財務三表というほどではなくて、収支がきちんと分かって、共通のキャリアアップ補助金が適正に使われているということを施設に提示しなければいけないというルールがあったはずなのです。それで、保育園に通わせている方に伺っても、そんなの見たことがないということで、保育園としては、計上されているのかもしれないけれども、目につかない。そういうことの改善につながると考えてよろしいのでしょうかということを一、確認させてください。

○石井保育支援課長

委員ご指摘の財務情報を公表するというお話なのですが、こちらは、今はまだ国において審議中の部分でございます。今回、保育園の入園にあたって、例えば開所時間がどうかというようなことに関しては義務づけられるのですが、また別途、公定価格の見える化の検討を、有識者委員会が開かれているところで、今後は今、国の議論の中で、法改正も含めて財務情報の公表のあり方を検討しているところでございます。よって、今回の改正で、財務情報が透明化されるかというご質問については、そのような状況ではないのですが、今後また国において検討はされているということで認識はしてございます。

○吉田副委員長

国が今、検討ということであれば、東京都もそれに従うしかないのかなと思うのですが、東京都が補助金を出す要件で掲示を定めているわけですよね。それが保護者の目にはほとんどついていないということについては、ちょっと問題かなと思っております。さらに言えば、私は保育園には入れませんので、本当に掲示されているかどうかの確認ができないわけですよね。補助金の義務なので、その辺については、ぜひ今回の検討に入れてないのであれば、少し外れてしまいますけれども、よりよい掲示の方法も考えていただいた上で、ぜひ今後はそういうことも求めていっていただきたいなと思います。これは要望です。

○つる委員長

ほかにございますか。

では、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

賛成します。

○ゆきた委員

賛成です。

○吉田副委員長

賛成いたします。

○安藤委員

掲示に加えて、インターネットによる閲覧も行われ、利用者の利便性に寄与するので、賛成です。

○高橋（し）委員

賛成です。

○石田（し）委員

賛成です。

○つる委員長

それでは、これより第20号議案 品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

(4) 第30号議案 品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

○つる委員長

次に(4)第30号議案 品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○柏木学務課長

それでは、第30号議案、品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

今回の条例の一部改正は、昨年12月27日に開催されました令和5年第4回東京都議会定例会において、都立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例が可決されましたことを受けまして、東京都と区で同一の補償をするために改正を行うものであります。

それでは、資料をご覧ください。1、改正理由でございます。改正理由は2つございます。1つ目は、東京都の職員の給与に関する条例の改正に伴いまして、補償額が改定されたためとなります。2つ目は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が、本年4月1日から施行されることに伴い、規定整備をする必要があるためとなります。

次に、2、主な改正内容についてでございます。別紙の新旧対照表で説明をいたします。新旧対照表の右側、改正前の第7条をご覧ください。第7条の(2)に、婦人補導院その他の記載がございますが、

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定に伴い、こちらの根拠法令となります婦人補導員法が廃止となるため、(2)を削除し、左側の改正後のおり、(1)の内容を条文に整備しております。

次に、表の下段、別表、補償基礎額表についてです。これは2ページ目のほうに下線を引いてございますが、こちらの補償基礎額が全て改正、引上げとなっております。

資料の1ページ目にお戻りいただきまして、4、施行期日でございます。本条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものであります。ただし、第7条の規定改正は、令和6年4月1日から施行するものとなります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○つる委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

まず、公務災害補償基礎額が引上げとなった理由は何なのかと。東京都、国なのかもしれないのですが、その理由を伺いたいというのと、あとこれは参考までに分かればいいのですが、削除された婦人補導院その他これらに準ずる施設というのは何なのでしょう、伺いたいと思います。

○柏木学務課長

ご質問いただきました1つ目、引上げの理由でございますが、こちら都の職員給与に関する条例で、賃金の引上げがされたことに伴って補償額も引上げとなっているということでございます。

続きまして、婦人補導院その他これに準ずる施設ですけれども、婦人補導院というのは一つ、国が婦人補導院というものを定めてございます。また、その他で準ずる施設でございますけれども、補導院のほかに今、民間のほうでもそういう支援をする施設等がございますので、そのことを指しているものと考えております。

○つる委員長

ほかにごございますか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

賛成します。

○ゆきた委員

賛成です。

○吉田副委員長

賛成いたします。

○安藤委員

賛成します。

○高橋（し）委員

賛成します。

○石田（し）委員

賛成です。

○つる委員長

それでは、これより第30号議案 品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

(5) 第33号議案 児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約について

○つる委員長

次に、(5)第33号議案 児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○長谷川児童相談所開設準備課長

私から第33号議案、児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約について、ご説明をさせていただきます。

まず、1、提案理由でございます。令和6年4月から、児童相談所を設置する特別区では、地方自治法の規定に基づく機関等の共同設置によりまして、児童養護施設等への設置費支払い事務を一元的に行うための内部組織を共同設置するとしており、区においても令和6年10月の児童相談所開設にあたり、当該組織へ加入するものであります。加入に伴う規約の制定につきまして、港区、世田谷区、中野区、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区および江戸川区と協議をするため、地方自治法第252条の7第3項により準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。

2、組織の概要でございますけれども、(1)組織の名称は措置費共同経理課でございます。設置場所は千代田区飯田橋でございます東京区政会館内でございます。

(3)事務の範囲は児童福祉法第50条第7号および第7号の3に規定するいわゆる乳児院、児童養護施設、自立援助ホームの費用の支弁に関する事務等で関係区の長の協議により定めたものとしてございます。

(4)組織の構成でございますが、児童相談所を設置する特別区で構成し、処理する事務の幹事となる区を定めるものであります。幹事する区は児童相談所設置順に、3年ごとの輪番制としております。

(5)職員体制は、幹事をする区から3名、その他の構成区から1名ずつの職員を配置いたします。

(6)費用負担です。①措置費相当分につきましては、各構成区の実績に応じ負担することとしております。②その他経費として人件費、執務室賃料、消耗品費等に関しましては、構成区により均等割で負担するということでございます。

施行期日は、令和6年10月1日、児童相談所開設日でございます。

参考で規約の案文をつけさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○つる委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

ご説明を伺って、ここの共同経理課のところに東京都も加われば、完全に一元化されて、児童養護施設等の事務負担はさらに軽減されたと思われるのですが、東京都も含めて共同組織を設置するという議論はなかったのでしょうか。あったとしたら、なぜ東京都は加わらなかったのか、伺いたいと思います。

○長谷川児童相談所開設準備課長

東京都も加わればというところでございます。現状、8区が開設していて、それぞれが施設へ対する措置費を支払っているところ、東京都を加えると9か所に施設側が措置費を請求しているということになります。今度できる措置費共同経理課に東京都も加われば、当然、施設側からすると1か所で済む話ですが、現状、東京都としては、少しちょっと様子を見たいということで、回答をいただいていると聞いております。今後、合流の可能性もありますが、当面は措置費共同経理課と東京都という二元体制でいくということで、現状は決まっております。

○つる委員長

ほかにごございますか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

賛成します。

○ゆきた委員

賛成です。

○吉田副委員長

賛成いたします。

○安藤委員

当該組織の共同設置は現場からの要望も聞いていますし、事務負担軽減のために大切なことだと思いますので、賛成します。

○高橋（し）委員

賛成します。

○石田（し）委員

賛成です。

○つる委員長

それでは、これより第33号議案 児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約について、採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

2 請願・陳情審査

- (1) 令和6年請願第1号 一人ひとりの子どもが大切にされる品川区を求める請願
- (2) 令和6年請願第2号 品川区立保育園の統廃合・民営化方針の撤回を求める請願

3 報告事項

品川区内保育園等あり方基本方針パブリックコメントの結果の概要について

○つる委員長

次に、予定表2の請願・陳情審査を行います。

請願・陳情審査の(1)令和6年請願第1号 一人ひとりの子どもが大切にされる品川区を求める請願および(2)令和6年請願第2号 品川区立保育園の統廃合・民営化方針の撤回を求める請願につきましては、予定表3、報告事項、品川区内保育園等あり方基本方針パブリックコメントの結果の概要についてと関連する内容のため、一括して議題に供します。

進め方としまして、2件の請願および1件の報告事項について、一括して説明、質疑を行い、その後、2件の請願の取扱いについて、1件ずつ、各党派のご意見を確認したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、これらの2件の請願は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○つる委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者より一括してご説明願います。

○今井保育教育運営担当課長

私から、まず令和6年請願第1号、一人ひとりの子どもが大切にされる品川区を求める請願についてご説明いたします。

初めに請願項目1つ目の、公設民営化と幼稚園のあり方についてです。公設民営化については、保育の質の維持向上を図るため、令和2年度に策定した区の民営化ガイドラインおよび未就学児人口の推移や国の保育施策の動向を踏まえて、今年度、策定いたします区内保育園等あり方基本方針に基づきまして、適切な効果検証を行いながら推進してまいります。区立幼稚園につきましても、社会情勢やライフスタイルが変化する中、ニーズ調査を基に決定した方針に基づきまして、就学前教育の一層の充実に努めてまいります。

請願項目2つ目の区独自の配置基準の設定についてです。保育園の配置基準については、令和5年12月22日に閣議決定されたこども未来戦略において、75年ぶりの改善を行う旨、国が示しました。まずは、令和6年度には四、五歳児の職員配置基準を30対1から25対1へ改善することとされています。また、現在、国から来ている情報ですと、この改正に合わせて、3歳児についても20対1から15対1へ改正される見込みです。さらに、こども未来戦略では、こども・子育て支援加速化プランとして、令和7年度以降、このプランの早期に保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、1歳児の配置基準についても、6対1から5対1への改善を進めるとされており、こうした国の動きや、国の動きを受けた都の動きなども注視する必要があると考えております。

請願項目の3つ目、定員未充足による減収に対する運営費の補助については、保育施設において余裕活用型の一時預かり事業に対する助成額を令和5年度から、国の基準額の3倍以上となる日

額8,000円支給する等の取組を実施しており、令和6年度についても、未就学児の定期預かり事業も含めた、保育園における子育て支援の取組を後押ししたいと考えております。こうした取組により、引き続き、区内保育園の保育の質の向上に向けた取組を行ってまいります。

続きまして、令和6年請願第2号、品川区立保育園の統廃合・民営化方針の撤回を求める請願についてご説明いたします。初めに請願項目1つ目の、統廃合・民営化方針の撤回についてです。増加一方であった未就学児人口に変化が生じていること、国の施策方針も転換が図られていることなどから、今後の保育の質の維持向上のためには必要な方針であると考えております。よって撤回の考えはございません。

請願項目の2つ目、説明会の開催についてです。このたび基本方針の素案が取りまとまりましたので、広く区民のご意見を伺うために、パブリックコメントを実施いたしました。今回のパブリックコメントでも129件と、過去のほかの計画に比べて多数のご意見をいただいております。十分に内容が伝わっていると考えております。説明会については、開催する予定はございませんけれども、策定後の基本方針については、いただいた意見を活かしながら、具体化に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

請願項目の3つ目、保護者、職員、子どもの意見聴取についてでございます。今回の方針策定においては、その過程で、保育園長をはじめとする現場の声も聞きながら、内容を検討しております。また、保育園利用者や公募区民も参加する子ども・子育て会議においても報告を行いまして、それぞれの立場からお考えを伺っております。併せてパブリックコメントの実施にあたっては、広報紙や区ホームページでのお知らせに加えまして、区立保育園保護者全員に、電子連絡帳アプリを通じて通知するなど、広く現場と利用者の意見を取り入れる工夫をしているところでございます。以上から、今回いただいた意見も踏まえまして、品川区内保育園等あり方基本方針を策定いたしまして、当方針に従った具体的施策を進めていくことといたします。

続きまして、報告事項、品川区内保育園等あり方基本方針パブリックコメントの結果の概要についてご説明いたします。恐れ入りますが、文教委員会資料をご覧ください。

まず、資料の1、パブリックコメントの概要についてでございます。意見応募状況をご覧ください。応募者数は129人、意見件数は243件、内訳は記載のとおりでございます。

結果の公表時期は、令和6年4月を予定しております。

公表方法は、広報しながわ、区ホームページ、区政資料コーナー、保育課窓口、その他、区立保育園の利用者には結果を別途、通知いたします。

2、品川区内保育園等あり方基本方針への反映については、別紙をご覧ください。2枚目以降の別紙でございます。品川区内保育園等あり方基本方針への反映についての資料をご覧ください。

まず、修正の1点目でございます。ナンバー1と2、分類としては職員処遇に関する内容でございます。主なご意見、一部要約でございますけれども、定員の見直しおよび区独自の配置基準についておよび保育園職員の負担軽減、働きやすい環境づくりについてのご意見をいただいたところに加えまして、前回、本委員会での報告の際にも、委員の皆さんからご意見を頂戴したということからも、本編の26ページの部分でございます。

5の、タイトル部分のところに、働きやすい環境づくりの文言を加えるとともに、内容の記載の部分ですけれども、定員の見直しや、特別保育等の事業の見直しにより、職員の負担軽減を図り、働きやすい職場環境を整備していく旨を追加いたしました。

修正の2点目は、ナンバー3でございます。保育園利用者に関する内容でございます。主なご意見、一部要約につきましては、在宅子育て世帯だけでなく、保育園利用者のリフレッシュ目的の利用などについて検討されたいとの意見を頂戴したことから、本編の26ページ、4、多様な子育てニーズへの対応の1つ目の丸の2行目の後段の部分でございますけれども、「あわせて、保育園を利用する保護者を含めて支援の要望を把握する」旨を追記しております。

2ページ目に参りまして、2ページが一番上、ナンバー4、特別保育については、前ページのナンバー1、ナンバー2と同内容でございますので、割愛させていただきます。

修正の3点目でございます。ナンバー5、その他の分類でございます。主なご意見といたしましては、医療的ケア児だけではなく、障害児の記載も追加されたいのご意見を受けたことから、まず、変更後のところで、本編の24ページでございます。5、医療的ケア児等への対応の記載の内容でございますけれども、医療的ケア児や障害児を含む特別な配慮を要する子どもへの対応について検討が必要となると修正を行うとともに、本編の26ページでございます。医療的ケア児等の受入れの中心を区立保育園が担っていくという表現に改めさせていただいたところでございます。

別紙の3ページ目をご覧ください。ナンバー6でございます。修正の4点目は、同じくその他の分類でございます。主なご意見、一部要約ですけれども、内容といたしましては、医療的ケア児について、医療的ケア児等支援関係機関連絡会との連携の記載を追加されたいということでご意見を頂戴いたしましたので、本編26ページ、3、包括的な支援の実現の内容の部分でございますが、支援にあたっては、医療的ケア児等支援関係機関連絡会等との情報共有を密に行う旨の追記を行いました。その他、方針の内容がより正確に伝わるよう、文言の微修正等を行っております。修正内容については以上でございます。

次に、その他の主な意見をご紹介します。別紙の3ページの下部分でございます。ナンバー7、職員の確保ですとか、ナンバー18、民営化に対するご意見に併せまして、ナンバー21、その他の部分でございますけれども、統括園等の構想自体については、次のフェーズに進もうとしており良いと思うというような賛成のご意見や、ナンバー22、統括園、サポーター園ではなく、各園平等で各園の判断で保育ができる方が大事という反対のご意見なども寄せられたところでございます。

資料1ページに戻っていただきまして、3、スケジュールでございます。前回の委員会でお示ししたとおり、本日の委員会報告を経まして、3、スケジュールの一番下の行でございますけれども、令和6年4月にパブリックコメントの結果の公表、基本方針の公表を予定してございます。

○つる委員長

説明が終わりました。

これより、一括して質疑を行います。

ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

まず、請願第1号は品川保育問題協議会からの署名が、足し合わせたところ、1,469名からの署名。請願第2号の区立保育園の統廃合・民営化に反対する会の皆さんからの署名は、足し合わせますと、2,135名プラス本日も追加署名があったということでした。やはり、これらの多数の署名というのは、一人ひとりの子どもが大切にされて健やかに成長できると。豊かな保育環境のさらなる充実を求める強い要求が反映しているものでありまして、財政効率で区立幼稚園とか保育園を減らす方針というのはもう撤回すべきだと、まず、強く申し上げたいと思います。

まず、請願第1号についてちょっとお伺いしたいのですが、この項目の3、定員未充足のところなのですけれども、補助のところですが、去年、共産党として実施した調査係の協力も得て、23区調査やったところ、保育施設に、定員割れに特化した補助を行っていない区は品川区を含め3区だけで、20区は実施していて、うち16区は認可保育園を対象にしている、豊島区は認証保育園も対象にしています。予算、決算などの質疑では、区は、補填というのは経営努力を阻害するからやらないのだというようなご答弁でしたけれども、ちょっと伺いたいのですが、このほかの16区、20区という多くの区は経営努力を阻害しているとおっしゃりたいのでしょうか、伺いたいと思います。

まず、その第1号についてはそこで、第2号全体についてちょっとお伺いしたいのですけれども、今回の、2次の4月の入園募集の結果が出たと思うのですけれども、2次の認可保育園の不承諾数と年齢内訳ができれば、そのうち何歳が何人とか分かれば教えていただきたいと思います。併せまして、パブコメの結果を報告いただきましたけれども、ちょっと結構パブコメの結果というのは、ほかの案件だったかなと思うのですけれども、反対意見何件とか賛成意見何件とか、そういう出し方もあると思うのですが、ちょっと今回は分からないのですけれども、反対意見、賛成意見というのはそれぞれ何件だったのかというのを教えていただきたいと思います。

○石井保育支援課長

私からは委員の初めの他区の補助の状況等についてお答え申し上げます。

今回、品川区における運営費の加算に関しては、民間会社の経営努力を後押しするという考え方で実施しておりますので、あくまでも品川区としては、そういった運営費の補填をすることが経営阻害につながると考えているという答弁をかつて申し上げたところでございます。他区の運営費の補助というのは他区の保育に関する考え方に基づいて行われているので、品川区はそれについて何かコメントをする立場ではないと考えてございます。

○立木保育課長

令和6年4月の入園の入園申請、入園選考の結果でございますが、まだ1次の結果になっておりません。2次は審査中でございますが、1次の結果になります。年齢別に申し上げます。ゼロ歳児、申請数が830、内定が718、不承諾が112です。1歳児、申請が1,231、内定が830、不承諾が401です。2歳児、申請数が394、内定が293、不承諾が101です。3歳児、申請が240、内定が168、不承諾が72です。4歳児、申請数が87、内定が46、不承諾が41です。5歳児、申請数が32、内定が19、不承諾が13となっております。合計いたしますと、申込み申請が2,814、うち内定が2,074、不承諾が740となっております。

○今井保育教育運営担当課長

私からは、パブリックコメントでいただいた意見の内容についてのご紹介をさせていただければと思います。

賛成、反対ということで、分けて統計をとっているということではございませんけれども、今回、パブリックコメント129件の中で、反対の文言が入っていたものということだと、大体60件前後ぐらいでございます。

内容については、それぞれ異なる意見でいただいております。例えば民営化の進め方についてのご意見ですとか、統合について早急に進めることには反対といったようなご意見、それから先ほど資料でもご紹介させていただきましたけれども、統括園、サポーター園としての機能の内容について、ご意見をいただいているといったところでございます。

一方で、施策の内容について、社会情勢の変化等を踏まえた方針であるということで、賛成いただいているようなお声も頂戴しているところがございますので、こういった意見を活かしながら、今後のあり方基本方針の具体化に向けて、区として取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○安藤委員

第1号のほうなのですが、当然ですけれども、4月の時点で行政としては定員に応じた保育士の配置を求めているわけです。そうなれば、当然、応えなくてはいけないわけで、保育士の雇用をしなくてはならない、必要な人員を抱えなくてはならないと、当然、経費もかかると思います。一方で運営費の補助ですとか、あるいは保育士の処遇改善加算などの基準は、定員ではなく子どもの数で支給されていると。大手の株式会社立だったらまだしも、NPOの認証ですとかあるいは社会福祉法人立では、もうかなりもう運営費のほとんどは人件費が占めているという状況ですし、ちょっと言葉は悪いですが、自転車操業といいますか、資金繰りもかつかつで頑張っているわけです。これは経営努力でどうなるものではないと思います。

ちょっと伺いたいのですけれども、品川区としては、これでも経営努力というのでしょうか。NPO、社会福祉法人立は潰れてもよいというつもりなののでしょうか、伺いたいです。せめてNPOですとか社会福祉法人立からでも、経営努力もちょっとというレベルではないので、定員割れ補助を実施すべきだと思いますけれども、第1号については、いかがでしょうかというご質問をします。

全体に関わってくる質疑を続けますけれども、740人、1次とはいえ、これがある程度2次で拾われるとはいっても、例年もかなりこの時点で740人もいるということで、相当な数の不承諾が残ることになると思います。この状況で、わざわざ品川区が区立園の保育園を減らす、統合する方針を出すのかというのは、私は区民の理解は得られないと思います。

それで、ちょっとどんな検討をしてきたのかなと考えてしまうんですけども、このような重大な方針案を検討してきた検討委員会について、この間、委員会資料にもほとんど書いていないのですが、どんな議論をしてきたのかというのが、現在、区民に知らされていないのですけれども、その検討過程、案を作成する段階での情報公開とそこに区民参加させるというのは、非常に私は民主主義の基本だと思うのですが、検討委員会は何人いるのか、どのような肩書きの人が入っているのか、改めて何うとともに、会議の公開の有無、そしてその理由。会議を公開しています、していないというのだったら、それぞれの理由。また、その議事録や資料などは区民に公開すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか、質問です。

それと、代表質問でも触れまして、私もこの問題を質問しまして、これまで議会でも、他の議員からも同様の発言を繰り返し行われてきたと思うのですけれども、品川の区立保育園というのは、やはりかけがえのない役割を果たしてきたと思うのです。これを統廃合するというのは重要な、重大な転換点だと思うのですけれども、そこで区に伺いたいのですが、これまで区立の保育園が果たしてきた子どもたちにとっての役割、品川区にとっての役割、これをどう評価しておられるのか。改めて伺わせてください。

○石井保育支援課長

私からは、NPO、社会福祉法人等に関する運営費補填の件についてお答えさせていただきます。

先ほど、理事者説明の中でもございましたとおり、例えば、定員が割れているところに関しては、空きスペースや定員等を利用した一時預かり事業、こちら、国が1日1人当たり2,400円のところ、品川区は8,000円の補助ということでやってございます。その8,000円の補助に加えて、さらに、

例えば東京都の実施している保育サービス推進事業等も合わせると、やはりこれについては運営費の補助になるのではないかと考えております。空き定員が生じることは全国的な問題ですけれども、その中で、各園がいろいろ工夫を凝らした上で行ってくるといったことを後押しすることによって、保育の質の向上を図りたいと考えてございます。

○今井保育教育運営担当課長

私からは2点ご質問いただきました内容についてお答えさせていただきます。

まずはあり方検討の議論を行った会議体の構成員についてでございますけれども、構成員のメンバーといたしましては、子ども未来部の管理職級の職員および企画部門の管理職、それから福祉部門の管理職、それから現場の園長先生等にも入っていただきまして、11人で構成させていただいているところでございます。加えまして、外部の有識者の方からもご意見を頂戴しているといったような構成でございます。

検討内容といたしましては、他区の実施状況等々の確認も行いながら、昨年度、実施しました子ども・子育て支援事業計画の中間見直しにおいて実施いたしましたニーズ調査の結果等々も反映いたしまして、今後の区内の保育施設に関する事業の変化などを予測した結果として、今後、区内保育の量、質の維持向上を図っていくためにはどのような方向性が必要になるのかといったところを、それぞれの部門の目線から検討させていただいて、今回のあり方基本方針を策定したといったような内容でございます。

公表につきましては、今回のあり方基本方針の策定に伴いまして、かなり多角的な目線から検討を行わせていただいたところでございます。統括園やサポーター園の機能例や、どういった園にこういった機能を持たせていくのかといったところについても、いろいろな方向性から検討させていただいたところでございまして、読み方によっては、区民の皆さんに誤解を生じさせてしまうようなもの、こういった園が候補になるのだというような具体的な想像が誤解を生じさせつつ、生まれてしまうようなところというのがございますので、こういったところについては、現時点で、まだ方針が確定してない段階で、公表するべきではないというところで、現在は公開していないというところでございます。

区立園の役割についてでございますけれども、やはり、区の保育理念、子どもを第一に、育ちを支えていくといったような保育理念に基づきまして、各保育士が高い志を持って保育を提供していただいているといったところに加えまして、区の施設運営担当が関わることで、保育施設を日々、安全に使っていただくといったところで、全体、平均して質の高い統一的な保育内容が提供されているといったところでは、保護者の皆さんに安心して預けていただく、お子さんを安心して、自分の期待する保育の内容を受けていただくために保育園を使っていただくといったようなところでは、そういった安心というところで、役割を果たしてきているものと考えております。

○安藤委員

第1号に関してなのですが、やはり先ほどのちょっと現場の実態、苦境というのをあまりに見ていないというご答弁だと思ひまして、何か空きがあるのだったら空きスペースを使って、これだけの補助もあるので事業やったらみたいな感じに聞こえるのですけれども、ちょっとそれは現場の苦しい実態にあまりにもそぐっていない認識、ご答弁だと思ひますので、しっかり現場のお話を聞いていただきたいと思ひますし、あと、現状そういうことができない、できるような状況ではないからこそ、空きスペースを使った8,000円の補助というのは、補助金は出していない、あまり使われていないということですから、そこはちょっと強く見直しを求めたいと思ひます。全体の質疑は、本当に大変な方針なの

でちょっと長くなってしまいかもしれないのですが、質の高い統一的な保育、安心を支えていると、高い志を持っているというご答弁がありました。本当にそのとおりだと私も思っていて、私も、かくいう区立保育園にも子どもがお世話になって、子育て期を今、頑張っているわけですが、本当に助かりました。お世話になりました。そういう高い評価が出ている中で、これを減らす方針とは私はちょっと全く矛盾するなと思います。本会議で私は質問しましたが、部長が最後に統廃合を目的にしたものでありませんとご答弁されましたが、しかし、言うまでもなく基本方針案には、1ページ、方針の目的の初め、「区立保育園の建替えを契機とする統合」と書いているのです。もう統廃合方針そのものだと思うのですが、あのご答弁は一体どういう意味だったのか、ちょっと部長に教えていただきたいということがあります。お願いします。

それと併せまして、国が公共施設統廃合の推進の計画を自治体に進めてきました。押しつけてきました。現在、品川区も、品川区公共施設等総合計画の改定へパブコメを行っていますけれども、こういう公共施設をめぐる方針と、今回のこの保育園のあり方基本方針との関係は何なのでしょう、伺いたいと思います。

○今井保育教育運営担当課長

2点ご質問をいただきました。

まず、この方針が、統合前提のものなのかというところでございますけれども、結論から言えば、統合前提のものではございません。内容を読んでいただくと、多分、分かると思うのですが、まずは区内の保育需要に変化が生じているといったところ、また、国の施策動向についても変化が生じているといったところ、未就学人口も、実際に減少してきていると。増加一方だった時期に比べて、地域によって、年齢によって、減少し始めているといったところで、実際に変化がもう既に生じ始めているといったような事実がございます。こういったところを受けまして、今後、区の行財政資源も無限にあるわけではございませんので、こういったものをどのように活用していくことが区の保育行政全体を俯瞰したときに必要なのかといったところを総合的に検討いたしまして、区立保育園の機能強化などと併せまして、統合ですとか、あとは民営化といった総合的な施策を進めていく必要があるといったところを方針としてお示ししているものでございます。なので、当然、保育需要や、今後も未就学人口の変化等々を見ながら、具体的な施策を進めていくといったものでございまして、決して数を減らすといったところが前提にあるものではございませんというのが1点目でございます。

2点目のご質問でございますけれども、公共施設の方針との整合のところでございますけれども、あくまで今回、お示ししているあり方基本方針につきましては、これはこれとして、区内保育施設全体の議論の中でお示しさせていただいたものということで、公共施設の方針ありきのものでは、こちらについてもないといったところですが、基本的な考え方、公共施設をなるべく効率的に運営していきこうと、管理についても効率化を図っていこうといったところの方向性につきましては、区として一致しているものでございますので、そういった意味におきましては、整合はとるように図っているところでございます。

○安藤委員

言葉遊びみたいな感じだと思いますけれども、前提のほうではない、前提にはしておりませんよということですが、方針の中には統合の方針も入っていますということでした。

それと、総合計画の公共施設ですが、既に検討委員会の中に企画も入っているわけですから、最後、整合性を求めるように図っていますということでしたので、やはり子どもたちの保育環境をどう

いかによくするかということが一番の目的の方針というよりも、そういう公共施設をどう減らすかみたいな、統合するかみたいな、企画からの要請、財政も限られているというような、そういったところも踏まえた上でのやはり検討となっているということははっきりしたと思います。

品川区は株式会社私立園を急激に増やして、今や公立園43、私立園は103園と逆転しました。伺いますけれども、今回の区立園の削減方針というのは公立保育園を主に、株式会社が多くを占める私立保育園に置き換えていくというふうになっていくと思うのですが、区は保育行政、保育園サービスの直接提供というのを弱めることになると思うのですが、弱めたい。区はもう保育行政は私立に委ねたい。直接サービスを提供することはやめます、弱めます。ちょっと抑えますということになるのでしょうか。そういう考えなのでしょうか、伺いたいと思います。

もう1つは、SV、サポーター園というのがありますけれども、これも直接、保育園のサービスを提供するというよりは、包括的な役割、コーディネート業務を担うという園だと思います。逆に言うと、そういう保育園以外はもう区立でやりませんよと言っているように聞こえてしまうのです。このSV園、サポーター園の役割について、改めて聞かせていただきたいのと、区は将来的にはSV園、サポーター園以外の区立園はなくすという考えなのでしょうか、伺いたいと思います。

○今井保育教育運営担当課長

私からは大きく3点、お答えさせていただきたいと思います。

まず、委員のおっしゃった数を減らす前提で、企画からの要請があって、今回のあり方基本方針なのかというようなところだと理解しましたというお話ですが、こちらについては全くそのようなことはなくて、あくまで子ども未来部として、保育課として、今後の施設数をどのようにしていくのか、区立保育園の機能として、どのようにしていくのかといったところを考えた結果としてお示しさせていただいておりますので、ほかの部門からの要請ということでつくった計画では全くございませんというのが1点でございます。

2点目が、今後の公立園の役割のところ、公立園として関わりを弱めていくつもりなのかといったところでございますけれども、こちらについてもそんなことはなくて、あくまで、まずは公立の、区立の園として、今後、どのような機能が求められていくのかといったところで、あり方基本方針の中にも示させていただいておりますけれども、区立の園としては、園としては運営しつつ、加えてやはり区内の保育施設全体の質の向上を担っていくための取組が今後は求められていくといったところを整理させていただきまして、区立園として運営するとともに、例えば地域内での研修会ですとか、あとは情報交換の場などを通じて、区立園のよさを私立園に伝えていく。逆の私立園としてのよさを公立園としても伺って、お互いに公私のよさを取り入れながら、品川区全体の保育の質を向上させていくといったような取組を今後も担っていくといったところで、決して公立園としての役割を手放していくですとか、弱めていくといったような考えはございません。

最後、サポーター園と統括園の機能の部分でございますけれども、今ちょっとお話し申し上げたとおり、サポーター園についてはそういった研修等々を通じまして、区内の保育施設全体の質の向上を担っていくといった取組をしたいと考えているところございまして、統括園につきましても、在宅子育て世帯を含めました、より広い意味での子育て支援の機能を持っていくといったところすとか、あとは人材育成、応援体制の管理などを通じまして、やはり区内の区立の保育園の安定的な運営を支えていくといったようなところ、あとはより幅広い意味での子育て世帯の支援をしていくといったような機能を担っていきたいと、見直していきたいといったところで考えているところでございます。

○安藤委員

先ほど、保育課として、子ども未来部として考えてつくった計画ですとおっしゃっていましたが、企画の話ではないということですが、だとしたらかえって深刻かなと私は思っています、といいますのは、企画とか財政とかは国でいうところの、財務省もそうですけれども、現場にとって必要な財源をどう削るかみたいなことで考えてしまうところがあると思うのです。それは全体を考えているからなのかもしれないですけれども、でも保育部門というのは、子ども部門というのは子どもの教育環境の向上を考えるべきであって、ある意味、言われなくても削減する計画を立てるといえるのは、内在化しているといいますか、付度しているといいますか、もう保育の専門部門が、ちょっと専門分野と言えるのだろうかという方針を、自らつくってしまうところに私は深刻さを感じているというふうに言いたいと思います。

それと、ちょっと続けて。そろそろもう終わりますけれども、このニーズ量が出ていますが、減らす。今回の方針の変化があるのだといってニーズ量もたびたび出されますけれども、私は先ほどの数もそうですし、740という数もそうですし、不況ですとか、男女の役割分担の変化等で、保育園のニーズは、相当あるというか、これからますます増えると思います。子どもの数だって品川区については減るとは言っていないわけではないですか。しばらく増え続けるわけです。しばらく相当長い間です。しかも、削減の根拠としているこのニーズ量というのは、これたびたび出てきますけれども、コロナの影響の時期の数字だと思うのです。それでニーズ量を測るというのも、見誤るのではないかというふうに思うのですけど、そこについてはどうなのかと。それで、何かニーズがないということをつまみ出してしまう、そのときはコロナでしたでは、長期的な計画をつくる上で、ちょっと私はそごが出るのではないかと思うのですけれども、そこについて伺いたいです。

あと面積基準についてです。代表質問でも伺いましたけれども、答弁は定員の見直しで、保育環境をよくするというご答弁でして、この基本方針案にも第4章の25ページ等に「区内の保育需要等を考慮しつつ、施設に適した定員の見直しを行う」と書いているのです。定員の見直しというのは、現在の定員を減らして、1人あたりの子どもの面積基準を広げるとのことだと考えられるのですけれども、伺いたいのはこの定員の見直しというのはいつ行うのか伺いたいと。あと、その定員の見直しということと、区立園の数を減らすというのはちょっと矛盾すると思うのですけれども、そこについて伺いたいと思います。

○今井保育教育運営担当課長

私から2点のご質問についてのお答えをさせていただきます。

まず、1点目ですけれども、今後も人口動向については変化が生じるのではないかとというようなご質問については、当然こちらについては、区の人口推計も、今後も全体の人口については2041年まで増え続けていくといったような推計も出ているところですので、当然、地域あとは年齢層によって、人口動向の変化に違いが生じてくるといったところがございますので、当然、こういった現況について、その時点、時点で適切に判断させていただきまして、この方針の具体化を進めさせていただきたいと考えているところでございます。ニーズ調査につきましても、コロナの影響があったのではないかとといったようなご質問でございますけれども、これもあり方基本方針の23ページに示させていただいているところでございますが、保育ニーズについては、新型コロナウイルス感染症の流行により影響があったといったところの分析も行っているところでございまして、例えば利用する事業を変えた等、何かしらの変化があったのは5%台というところで、当然こういったところも踏まえて分析を行っているもので

ございます。

あと定員の見直しはいつ頃やるのかといったところと、施設数の見直しと矛盾するのではないかと
いったところがございますけれども、定員の見直しについては、新たに統括園やサポーター園を運営し
ていただくに当たって、まずは余裕をつくっていくと。現状の機能に新たな機能を担っていただく
といった上では、定員の見直しなどを行いながら、負担軽減とセットで考えていきたいといったつもりで、
行っていくといったところで予定しているものでございますので、なるべく早期にこういった取組と併
せて実施していきたいということで、時期について明確にこの園はいつからかとか決まっているわけ
はございませんけれども、なるべく早期に見直しを実施していきたいと考えているところでござい
ます。当然、こういった定員の見直しを行えば、受入れ枠についても減っていくといったところも
ありますので、こういったところも含めて、この地域の中で、保育施設数がどの程度、統合によ
って変更できるのかといったところも、踏まえて考えさせていただいて、統合の計画を具体化
していきたいと考えておりますので、こういったところは矛盾するものではなくて、それぞ
れ組み合わせて、支障のないようにきちんと保育需要を受け止められるようにといった
ところで検討を進めさせていただくという方向性で考えております。

○安藤委員

ぜひ、コロナのところはちょっと踏まえて、当然、踏まえていますと言うけれども、踏まえている
ならば、そのときのニーズ調査を基にこういう方針を立てるのですかというのは、ちょっと私は納
得いかなないということで、見誤るのではないのでしょうかと思いますし、この請願第2号の裏面
の上のほう、問題2というところを書いていますが、何かすごい今、空きが出ていますとい
うことを言うのですけれども、この資料、4月1日現在なのですね。それって当然、年度途中
に入りたいという人だって、やむを得ず、仕事の都合で来る人だっていっぱいいますし、だ
んだん埋まっていくわけですよ。最終的に、ではこの空き枠がそんなにずっと続いているの
かといったら、そんなこと全くないと。10月時点とか12月時点で見ると、もうこれゼロ
から2歳児の空きがほとんどなくなりますって書いていますけれども、そういうのが現状な
のです。ですから、私はちょっとこのニーズ調査もそうですし、空き枠もそうですし、あと
待機児童2年連続ゼロとおっしゃっていましたが、その待機児童の数だって、隠れ待機児
童を除外していることですし、やはりちょっと実態にも合っていないと思うのです。やは
り、ここに書いています。区民の願いは、先ほど課長も区立園の意義を語りました。私も
そうだと思います。安心して、安定した良質なサービスがどこでも受けられると。そし
ていつでも入れるというのが、私は公立園のよさ、そして、それを今この時点で減らす
というのは、私は区民の理解を得られないし、やるべきではないと、改めて申し上げたい
と思います。

○つる委員長

ほかにございますか。

○吉田副委員長

保育園の今後の空きが出た場合の事業についてですけれども、国のほうでも、今は議論
の中でも、基本的には働いている親御さんのための保育園ということですが、今後に向
けてはその方向性が少し変わるということを伺っております。その説明がなかったの
ですけれども、それについて、ぜひ伺いたいと思います。

○石井保育支援課長

基本的に保育所は保育の必要な児童を預かる場所という認識がまるっきり変わる
ということではござ

いません。ただ、今後については、在宅のお子さん、誰でも通園制度というのはまさに今までは保育園に通常通える方に対してのサービスだったのですけれども、保育園の多機能化を果たすことによって、保育園に通常通っていないお子さんに関しても保育所を使っただけのような形で機能を強化していくという方針が示されているのが事実でございます。

○吉田副委員長

品川区としては、その方針にも従った運営をしていくという考え方でよろしいでしょうか。

○石井保育支援課長

国の方針、これは保育行政全体の方針でございますので、そういったことも含めながら実施していきたいというふうに考えてございます。例えば補助制度などでそういった多機能化を後押ししていったりとかいったこともありますし、このあり方基本方針につきましても、今後、在宅子育て世代に対する支援の強化というようなこともうたってございますので、そういった意味では、国の方向と並行していきながら、支援を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○吉田副委員長

実はこの保育園の運営について、私立か公立かという話になると、私の立場は大変なんか微妙というか難しいので、何人かはお存じだと思いますけれども、議員になる前には私立の保育園の運営事業に関わっておりましたので、私立だからといって質が悪いかのような言い方をされるとちょっと、なぜいろいろな人の反対もありながら保育事業に参入したかという、既存の保育のあり方について疑問を持つ人たちが多かったからです。ならば、私たちなりの工夫でやっていこうということで、最初はもう赤字垂れ流しで事業に参入をいたしました。本当にそれについては自負もしておりますし、だから私立保育園だからといって、質が落ちるものではない。中にはやはり公立保育園で働く方々もちょっとどうなのだろうかというご意見をいただいておりますので、その辺については、私立保育園を否定するものではない。ただ、一方でやはり公立と私立は両方で高め合っていくということも必要だと考えております。

なので、私立が公立かということではないのですけれども、一方で、事業者を選ぶときに、どうも区のほうでは本体事業の財務状況はきちんと確認しているんですけれども、既存、今まで運営している保育園の運営のお金の使い方の点検が甘いように思って、これまで、意見を言わせていただいております。その辺についての今後の私立保育園の評価の仕方は今までとちょっと変わるのか、やはり私立保育園を認めていくのであれば、その辺の保育事業についてちょっとフォーカスしたような事業の見方をしていただきたいと思うのですけれども、その辺の方針はどうなっているのでしょうか。

○石井保育支援課長

私立保育園、園に対する財務情報の指導監督でございます。

現在ですけれども、基本的に例えば指導検査においても会計のほうをチェックしてございます。確かに委員のおっしゃるとおり、保育園を設置者の要件ということで、財務情報については審査されるところでございますが、その後、お金の使い道といったことについてもございますけれども、現行どおり、きちんと指導検査ですとか、あとは保育園に対する運営指導のところ、日々、助言を行うことによって、質を担保していきたいと考えておるところでございます。

○吉田副委員長

今、現行どおりとおっしゃいましたけれども、今まででいうと、具体的に指摘していても、例えば財務情報の中でおもちゃへの支出が非常に低いとか、それから働いている、保育に従事している人への人件費率が非常に低いというのが、そうではない運営事業者もありますけれども、既存の保育事業者には

あって、その辺の点検をぜひしてほしいとこれまで要望してきたかと思うのですが、それについては、今後、だんだん私立保育園にも運営を担ってもらおうということであれば、その辺の、区として手放すわけではないとなれば、その辺のチェックはこれから強化されると考えてよろしいでしょうか。

○石井保育支援課長

令和6年10月より、児童相談所が品川区に設置されることにより、来年度以降、品川区が、私立保育園に対する認可権を持つというところでは責任が多くなると感じております。そういった中で日々、運営、これまで東京都にいろいろと助言を求めた部分を、区が主体となってやっていかなければならないことも含めて、指導監督が強化されるとは考えてございます。

○吉田副委員長

ぜひ、その辺、本当に私立というのは微妙なところがあって、あまり口出しされると創意工夫が活かされなくなる一方で、やはり客観的に見ると、このお金の使い方はどうなのだと。何でこれを品川区が認めてしまったのだと思うところも正直、今までの公表された財務情報の中ではあったのだと思います。その情報も提供していますし、その辺は今後の私立の保育園を増やすというところでは、ぜひその辺の保育にかけのお金がどれくらいかということ、それから保育士にかけのお金がどれくらいかということは、ぜひ今後より一層というか、今まであまりその辺がチェックされていなかったような気がするのです、その辺は、ぜひ評価していただきたいと思います。

それから、いわゆる働いている保護者への支援という意味ではなく、在宅で子育てしている方たちへの支援ということでは、それこそ、その辺については私立の事業者のほうがいろいろな創意工夫が活かされると、私なんかは考えております。保育園の運営に携わったときにも、いずれ子どもは減るのに大丈夫かって言われたことがあるのですけれども、その保育室はいろいろな転用が可能な施設なのでよね。なので、そうなったら別の事業に取り組めることこそが私たちの力ではないかということで、事業に取り組んでまいりましたので、その辺の工夫はぜひ区としても活かせるように、支援のあり方ということを考えていただきたいと思うのですけれども、その点について、改めてもう1回お考えを伺いたいと思います。いかがでしょう。

○石井保育支援課長

今後、在宅子育て支援の部分で、私立保育園が力を発揮されるというところでございます。まさに定員が減った、これから、ではどういう形で私立保育園を運営していくかといったところで、事業者から様々なご相談をいただいているところです。令和6年、例えば4月に関しては、保育所の空き定員の中で児童発達支援事業をやってみようというふうなことを言っている事業者もございます。そういった民間の創意工夫を今後、引き続き、区としても後押しするとともに、先ほども申し上げましたけれども、児童相談所設置市ということで、より強力な指導監督権限を行使するに当たっては、保育園が適正な運営を今後やっていけるように、引き続き、支援の部分とまた指導監督の両方担っていけるようにしていきたいと考えてございます。

○つる委員長

ほかにございますか。

○高橋(し)委員

3点、お尋ねします。1つは公設民営化から、さらに公私連携型保育所という流れを、今後の再整備の中でお話しされたのですが、まずは、公設民営化したときの、区の監督というかグリップというかそれはどのような形で民営化園になされていくのかというのが1つ。

それから、公私連携型の保育所については、他の自治体も、もう導入しているということもあります。そこから、一つはさっきの公設民営と似た話が一つあって、いわゆる区によるチェック機能をどのように確保していくのかということが1つ。それから、この公設民営化の間にも絡みますけれども、職員の方々の入替えが出てくると思うのですが、その際の区の対応といったところについての懸念はどう解決するのかということ。

それから、3つ目は、公私連携型の保育所ということですので、区の保育の理念とか、これまでの流れとか、そういうところをどのように経営を継承して担保していくのかということ。これは協定書を結ぶということがポイントになるのかと思いますが、その辺のご説明をお願いします。

○今井保育教育運営担当課長

今、3点ご質問いただきましたので、それぞれお答えさせていただきます。

まず、もし公私連携制度をとらせていただいたときに、区として運営の部分についてどのように携わっていくのかといったところでございまして、先ほど委員のほうからお話がありましたとおり、公私連携制度を活用するに当たりましては、区と保育の内容の基本的な事項についての協定書を締結することになります。この協定書に基づきまして、区の保育の理念が運営の中できちんと実施されているかどうかというところは、区といたしましても、きちんと確認させていただくというところでございます。

現状、どのような形で確認するかということも含めて、検証中ではございますけれども、例えば公設民営化を行いました保育園につきましては、保護者の方に対してアンケートをとらせていただきまして、保育の内容ですとか、あとは給食の内容ですとか、あとは民営化に当たって、引継ぎがきちんと実施されているかどうかといったところについても、保護者の方の意見をきちんと確認して、内容が充実したものになっているかどうかといったところは確認させていただいているところです。あと今年度から三者協議会というものを実施しておりまして、区とあと保護者の代表の方、それから運営の事業者の方の三者で、意見を交わし合うといったような場も設定させていただきまして、保護者の方の生の意見を、その場で区のほうとしても、事業者としても確認させていただきながら、改善できるところをどんどん改善していくといった取組を行っているところでございますので、こういった形、そのまま引き継ぐかどうかというところはありますけれども、こういったもので、こういった取組の中で得られた知見を活かしながら、きちんと区のほうとしても、民設民営化以降の保育内容が実施されているかどうかというのはチェックするような仕組みをつくっていきたいと考えているところでございます。

2点目が職員の入替わりへの対応というところでございまして、こちらについてもちょっと民設民営化の進め方をどのようにしていくかといったところも、現在ちょっと詳細については検討中のところでございますけれども、仮にここで職員が入替わるといったようなところになれば、現状で公設民営化のときにも、1年をかけて保育事業の引継ぎを行っておりまして、その中で、4か月間、合同保育を実施して、同じ保育室の中に引継ぎ前の事業者と引継ぎ後の事業者、公設民営でいいますと、区と引継ぎ後の事業者という形になりますけれども、両方の保育士が入っていただいて、きちんとお子さんの様子も確認しながら、引継ぎを行っているといったような取組がございますので、こういった形で、区の理念、保育理念、重要としていることが、途切れないように、きちんとした形で引継ぎをしていくべきだと考えているところでございます。

あと区の保育理念の継承のところでございますけれども、こちらについても委員のほうからお話がありましたとおり、まずは基本協定書の中で、区の保育理念をきちんと実践していただくようにということとは定めさせていただきます。公私連携保育所になった後につきましても、この協定に基づいてきちん

とした保育が提供されているのかということについては、先ほども申し上げましたけれども、手法については、検討中のところでございますが、幾つかの手段を使ってきちんと保育内容についての確認を行っていく予定としております。

○つる委員長

委員会時間が12時を過ぎておりますが、このまま継続させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○つる委員長

ありがとうございます。

○高橋（し）委員

それぞれありがとうございました。民営化とそれから公私連携型の保育所に進めていく中でも、今、お話があったように、区のグリップというか、区の関与がそれだけあるということで、しっかりと教育理念を含めて、進めていかれることは理解しました。ありがとうございました。

○つる委員長

ほかにございますか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、まず、令和6年請願第1号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についても、ご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

結論を出すで、不採択でお願いいたします。本当に一人ひとりの子どもが大切にされなければいけないのは当然のことだと思います。それで、先ほど課長からもご説明があったように、本当に変化が生じているのです。それに伴って質の向上維持とかいろいろこれから取り組んでいく中で、先ほどご説明があった内容かと思います。あと、十分な説明というところは誤解を生じないように、今後、丁寧に説明を行っていただきたいということで、よろしくをお願いいたします。

○ゆきた委員

本日、結論を出すで、不採択でお願いします。もちろん、区立幼稚園の閉園について、より一層の丁寧な説明をしていくことは要望していきませんが、就学前教育の民営化は幅広い区民のニーズに応え、質の向上を図っていくためには必要なことだと思います。また理事者からの答弁をお聞きする中で、配置基準についても区独自で手厚い基準を設けていますし、国の基準改正に向けて前向きに準備されていく姿勢を確認させていただきました。定員未充足に対する補助に関しても、保育園の質を上げるため、後押ししていく対策をとられていくことを確認させていただきましたので、この請願については不採択でお願いします。

○吉田副委員長

本日、結論を出すで、結論は不採択でお願いいたします。区が区立保育園の民営化に当たっては、保護者や園児の疑問点を解消して、これまでの保育の質を低下させることなく移行することが重要であるため、ガイドラインでもしっかり定められて、区が民間保育園の運営から手を放してしまうということではないことを確認いたしました。だから自治体としての保育教育の責任については、これからもしつ

かり果たしていただきたいと思います。配置基準についても、国の配置基準がだんだん改善されているということで、これは今まで主張してきたことが実現されてきたこととも捉えられます。また不十分だと思いますが、まずは一歩進んだということの評価して、これからを期待したいと思います。定員未充足については、こども誰でも通園制度ができて、空き保育室を活用して、民間ならではの事業を行うこともでき、それについての補助もされるということです。その辺については創意工夫を期待したいと思います。配置基準などについては、保育士の労働環境を考えても、もうちょっと保育士1人当たりの子どもの数をぜひ今後も減らしていただきたいと思いますが、まずは国が定めた新たな保育基準ののっつて、しっかり充実した保育が行われることを注視して、これからも意見を言っていきたいと思っておりますけれども、このたびの請願については不採択とさせていただきます。

○安藤委員

本日、結論を出すで、採択を主張していますが、いずれの項目も子どもの育ちの権利保障、保育責任を果たす自治体の役割はますます重要な中、その役割を發揮するのに必要な項目だと思います。ちょっと1点、配置基準については、国も少し全国の切実な世論、運動、声の下で、改善に腰を上げるような方向もあるようですが、もともと1歳児では品川区は5対1にしていたということもありますので、もし国がそういう動きになるということであれば、さらにそこに上乘せをして、区としてさらに努力していただきたいということをちょっとつけ加えさせていただきます。

○高橋(し)委員

本日、結論を出すで、不採択をお願いします。公設公営で存続というところがありますが、民営化そして公私連携を進めていく中で、今、区の関わり方を説明していただきましたので、十分に理念やいろいろな方針が進められていけると思います。それから2、3については都が対応していますので、これをさらにもっと進めていっていただきたいと思いますが、現状はしっかりと進められていると思います。

○石田(し)委員

結論を出すで、不採択をお願いします。説明とこれまでの質疑応答を受けて、区立であろうと私立であろうと、一人ひとりの子どもが大切にされている保育事業や施策はこれまでもやっていただいていると思いますし、これからもしっかりとやっていただけるということは確認をしました。ただ、保育士の区独自の配置基準や処遇改善については、ぜひしっかりと検討していただいて、いわゆる国や都をもう区が押し上げていくというぐらいの対応を、ぜひ対策を行っていただきたいと思っておりますし、また運営費などに関しても、ぜひ十分に事業者とコミュニケーションをとっていただきながら、対応をしていただきたいと思っておりますし、さらに言えば、必要なときにはしっかりと説明責任は常に果たしていただきたいと思っております。これは要望で終わりますが、結論としては不採択です。

○つる委員長

それでは、本請願については、結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

先ほど、それぞれの方のご意見伺いましたので、本請願については、挙手により、採決を行います。それでは、令和6年請願第1号 一人ひとりの子どもが大切にされる品川区を求める請願を採決いたします。

本件は挙手により、採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○つる委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

次に、令和6年請願第2号の取扱いについてご意見を伺いたしたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであればその結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○高橋（伸）委員

結論を出すで、不採択でお願いいたします。理由としては、先ほどのご説明があったように、保護者、職員、あと当事者の子どもの声を今後もしっかりと現場の声を聞いていただけて取り組んでいただきたいと思えます。

それと、パブリックコメントによって6分類されている。これは本当にそれぞれ記載があって、これが基本方針に反映されていると思えますので、今後どうぞよろしくをお願いいたします。

○ゆきた委員

本日、結論を出すで、不採択でお願いします。統廃合・民営化については、先ほどの請願でもあったように、課題はいくつも必要なことだと思われま。また、ほかの2つの項目に関しても、答弁をお聞きする中で、あらゆる媒体を通して情報発信されている点や、方策、方針についても様々な現場の代表の声を受けて方策の策定をしている姿勢を確認させていただきましたので、この請願自体については、不採択でお願いします。

○吉田副委員長

本日、結論を出すで、結論は不採択といたします。ちょっとだけ理由を述べます。さっきと重なるところもあると思うのですが、請願項目の1につきましては、民営化方針の撤回というより、もし民営化するのであれば、その事業のチェックをきちんとやっていただきたいということです。それから、品川区保育園等あり方基本方針案の説明会については、私個人としてはやはり教室型の説明会があってもいいのではないかと思います。会派の中で議論をしたところ、現状できる情報提供は十分されているのではないかと、その意見聴取もされているということになりました。保護者、職員など当事者参加および子どもの声を聞いて方針策定を行ってくださいということについては、これは制度としては、整っているのかなと思えます。ただ、今後やはりこれが実態として、きちんと意見を十分に聞き取れるような方針にしていただくことは、これからも注視したいと思えますが、現段階ではそういう方針ということで、それを見守りたいと思えます。ということで結論は不採択でございます。

○安藤委員

本日、結論を出すで、採択です。様々質疑させていただきましたが、実態にも合わず、必要性もなく、子どもの発達権利保障に重要な公立保育園を統廃合し、民間に売り渡すことに道を開くこの方針案は撤回すべきだと思います。また、子どもが減るから保育園も減らすというのでは、少子化もとめられず、行政の責任も果たせないと思えます。したがって、採択を主張します。

○高橋（し）委員

本日、結論を出すで、不採択でお願いします。先ほどと同じ理由になってきますけれども、やはり、

まず、あり方基本方針のほうのご説明は理解しました。そして民営化というか、区の関わり方もグリップを利かせていくということですので、不採択ということでございます。

○石田（し）委員

結論を出すで、不採択をお願いします。先ほどの請願のときにも言いましたけれども、様々な処遇改善などを行っていただきたいと思いますが、いわゆる需要と供給だったり、社会情勢、子育て環境、財政状況など、保育園のみならず、在宅子育て支援なども含めて、時代に合った、そして未来を見据えて、様々な方々から意見も聞きながら、総合的に判断をしていって、方針をつくっていただきたいなと思いますので、これは要望しておきます。結論としては、不採択です。

○つる委員長

それでは、本請願については、結論を出すというところのご意見でまとまったようでございますので、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

それでは、本件は、本日、結論を出すことに決定いたしました。

先ほど、それぞれの方のご意見を伺いましたので、本請願については、挙手により、採決を行います。

それでは、令和6年請願第2号 品川区立保育園の統廃合・民営化方針の撤回を求める請願を採決いたします。

本件は挙手により採決を行います。本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○つる委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で、請願・陳情審査および報告事項を終了いたします。

4 その他

○つる委員長

次に、予定表4、その他を議題に供します。

まず、今定例会の一般質問に係る所管質問ですが、今定例会の一般質問中、文教委員会に関わる項目について、所管質問をなさりたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目と、質問内容をこの場でお願いしたいと思います。

なお、本会議での質問の繰り返しにならないようお願いいたします。

質問される委員がいらっしゃる場合は、明日、この委員会で理事者からご答弁をいただき、申し出た委員以外の方にも、議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思っております。

それでは、所管質問がございましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

いらっしゃらないようですので、以上で一般質問に係る所管質問についてを、終了いたします。

ほかにその他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。明日も午前10時から開会でございます。これをもちまして、文教委員会を閉会いたします。

○午後 0時23分閉会